

# 神奈川県子ども・子育て支援推進協議会規約

## (名称)

第1条 この会は、神奈川県子ども・子育て支援推進協議会という。

## (目的)

第2条 神奈川県子ども・子育て支援推進協議会（以下「推進協議会」という。）は、県民、地域団体、事業者、行政機関等の協働により、子ども・子育て支援を目指した県民運動を展開することにより、子どもが健やかにいきいきと育っていくことができ、県民が安心して子どもを生き育てることができる神奈川県の実現を目的とする。

2 推進協議会は、次世代育成支援対策推進法第21条に基づく次世代育成支援対策地域協議会として位置づける。

## (事業)

第3条 推進協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自主的な子ども・子育て支援活動を推進すること。
- (2) 子どもや子育てに配慮した環境整備を促進すること。
- (3) 子ども・子育てに関する情報を交換し、参加団体等相互の連携を強化すること。
- (4) 子ども・子育てに関する広報、啓発を実施すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な活動に関すること。

## (構成)

第4条 推進協議会は、団体及び個人で構成する。

2 推進協議会に入会しようとし、又は退会する団体等は、その旨を会長に届け出るものとする。

## (役員)

第5条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する副会長がその職務を代行する。

4 会長及び副会長は、幹事会で推薦し推進協議会の決定により定めた者とする。

5 会長及び副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、会長及び副会長が欠けた場合における新たに選任された会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

6 会長及び副会長は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

## (総会)

第6条 推進協議会総会（以下「総会」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 総会は次の事項を審議する。

- (1) 活動方針に関すること。
- (2) 規約の改廃に関すること。
- (3) その他重要な事項

(幹事会)

第7条 推進協議会の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長が定めた幹事20名程度をもって構成する。
- 3 幹事会に代表幹事を置き、代表幹事は、幹事会の互選により定めた者とする。
- 4 代表幹事は、幹事会を招集し、その議長となる。
- 5 代表幹事は、総会及び幹事会の決定に従い、事務局を統括して第3条に規定する事業を企画、推進する。
- 6 代表幹事は、必要に応じ特定の課題に関する部会を置くことができる。
- 7 幹事及び代表幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、幹事が欠けた場合における補欠幹事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 代表幹事は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(事務局)

第8条 推進協議会の事務局を神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課内に置く。

附 則

この規約は、平成19年10月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年5月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。